

《研究論文》

中国における義務教育の均衡的発展政策の動向

— 「県における義務教育の良質的かつ均衡的発展を監督・評価する方法」を中心に —

広島大学大学院・院生 李 憶 南

ABSTRACT

The Trend of Balanced Development Policy of Compulsory Education in China:
Focusing on “The Method for Evaluating the Quality and Balanced Development of
Compulsory Education”

Yinan LI

Graduate Student, Hiroshima University

The purpose of this paper is to clarify the trend of balanced development policy of compulsory education by investigating “The Method for Evaluating the Quality and Balanced Development of Compulsory Education” and significance and issues of this method in China.

As is generally known, China is called as the dualistic society. In order to spread the compulsory education, the Chinese government implemented “Two Basic Targets” project in the 1990s. By the end of last century, China has primarily achieved the great goal of popularizing the nine-year compulsory education and fundamentally guaranteed the rights and interests of all children to receive the compulsory education. But the unbalanced circumstances are existing in China. Discrepancies still exist between urban and rural areas, different regions and different schools, and there is a tendency of a widening discrepancy in some regions and in certain aspects, which has turned into a problem that needs to be highlighted attention in the development of compulsory education. Therefore, the Chinese Minister of Education provided balanced development policy of compulsory education from 2005. Although the policy has achieved remarkable results, there are still some problems. In this case, the education ministry published “The Method for Evaluating the Quality and Balanced Development of Compulsory Education” in 2017.

By analyzing this method, I know the three trends of China's balanced development policy of compulsory education. First Chinese government is paying attention to the level of balance. Second Chinese government is focusing the quality of compulsory education. The last Chinese government is paying attention to the promotion of educational informatization.

1. 研究の目的

本稿は、2017年に中国教育部が公布した「県における義務教育の良質的かつ均衡的發展を監督・評価する方法」（县域义务教育优质均衡发展督导评估办法）（以下、「方法」と略す）の評価対象と基準の検討を通して、現在の中国における義務教育の均衡的發展政策の動向を解明し、その意義と課題を検討することを目的とする。

周知のように、中国社会は「二元構造」社会と呼ばれ、工業都市・商業都市を中心とする豊かな「都市」と、農業を主とする經濟發展が遅れた「農村」に分けられる。この背景のもとに、中国は改革・開放以来、中央政府の財政支援により、都市の經濟は急速に發展したものの、農村の發展は著しく遅れ、中国社会の格差が極めて深刻化することとなった。このような背景の下、1986年4月に「中華人民共和国義務教育法」が制定され、同年7月に施行された。これにより、中国で初めて義務教育が実施されることになった。

中国政府は、9年制義務教育を普及させるため、1993年に「中国教育改革と發展要綱（中国教育改革和发展纲要）を公布し、施策上最重要事項に位置付けられる「兩基」を策定した。その目標は、「2000年には全国に9年制の義務教育を普及し、青壮年の非識字者を一掃すること、さらに、2010年に9年制の義務教育を達成すること」である。確かに、2000年には、中国の全人口の85%以上を占める地区で9年制義務教育が普及し「兩基」が基本的に実現されるに至ったものの、都市農村間、地域間、学校間における教育發展の不均衡状況は依然存在している。例えば、2001年の全国教育統計データを見てみると、都市児童生徒一人当たりの教育費（一年間）は、それぞれ1,484元（1元≒16円）、1,955元であるのに対し、農村児童生徒一人当たりのそれは、798元、1,014元であり、都市の約5割である。また、2001年、東部の児童一人当たりの教育費は、2,075元であるのに対し、中部、西部¹の児童一人当たりのそれは、それぞれ851元、987元である。東部の生徒一人当たりの教育費は、2,655元であるのに対し、中部、西部の生徒一人当たりの教育費は、それぞれ1,165元、1,474元である。つまり、中部の児童生徒一人当たりの教育費は東部の半分以下である。

それゆえ、2005年、教育部は「県における義務教育の均衡的發展を推進する若干意見」を公布するとともに、2006年に改正された「義務教育法」では、法律上「義務教育の均衡的發展を推進する」ことが規定された。さらに、2007年の中国共産党第十七回全国代表大会で公布された報告書でも、「義務教育の均衡的發展を推進する」ことが明記された。これにより、義務教育の均衡的發展政策は国の最重要政策になった。また、2010年6月21日に、中国共産党中央政治局は、「国家中長期教育改革と發展要綱（2010-2020年）」を審査して7月29日に公布された。「要綱」は、2000年以来、中国における初めての教育計画である。2020年まで、中国教育改革と發展の方向性を示した。「要綱」第四章「義務教育」第九項では、「義務教育の均衡的發展を推進する。均衡的發展は義務教育發展の任務である。義務教育諸学校の標準化、教員、施設設備、図書、校舎などの資源の均衡的配置を推進する」ことが規定された。それらの求めに応えるため、國務院は2012年に「県における義務教育の均衡的發展をさらに推進する意見」を制定した。

以上、一連の措置により、義務教育の均衡的発展政策は大きな成果を収めた。2017年まで、全国2,379県、つまり約8割の県が「義務教育発展基本均衡県」として認定された。その中、11省（市）におけるすべての県が「義務教育発展基本均衡県」の水準に到達した。義務教育の均衡的発展は一応順調に進行しているものの、見逃すことのできない課題も存在している。例えば、「義務教育発展基本均衡県」を認定するため、2012年に教育部は「県における義務教育の均衡的発展を評価する暫定方法」（以下、「暫定方法」と略す）を公布した。本方法は、小中学校の総合変動係数²を主要な根拠として、「義務教育発展基本均衡県」を評価する。その結果、たとえ県における小中学校の児童生徒100名あたりのパソコン数や児童生徒一人あたりの運動場面積等が極めて少ない場合でも、その変動係数が国家基準に達する恐れがある。これらの現状を踏まえ、教育部は「県における義務教育の良質的かつ均衡的発展を監督・評価する方法」を公布した。

ところで、義務教育の均衡的発展政策に関する研究は多いものの³、政策を規定した公文書の内容自体を分析対象とした研究は管見の限りあまり見られない。李は教育部2005年の「県における義務教育の均衡的発展を推進する若干意見」、2012年の「県における義務教育の均衡的発展を監督・評価する暫定方法」、国务院2012年の「県における義務教育の均衡的発展をさらに推進する意見」の意義や課題を分析しているが、本研究とは検討の範囲が異なるものである。両方法の比較により、「方法」の内容をさらに明らかにするだけでなく、「暫定方法」と異なる部分の検討により、「方法」の意義と課題と義務教育の均衡的発展政策の動向の解明に接近できると考えている。

2. 「県における義務教育の良質的かつ均衡的発展を監督・評価する方法」の内容

「方法」は第一章「総則」、第二章「評価内容と基準」、第三章「評価プロセス」、第四章「評価結果」、第五章「附則」と「方法」に関する説明から構成されている。ここでは、評価の対象と基準、すなわち第二章と第三章の内容を詳細に検討したい。

「国家教育督導団⁴」は、「方法」に従って、4側面（資源配置、政府保障、教育の質と社会満足度）から、県（区を設立しない市、市轄区と国が規定した他の県レベル行政単位を含む）における義務教育の均衡的発展状況の評価する。また、評価の際に、「法律に依拠する、公平を保障する、質を重視する、社会に認める」原則を堅持することが規定されている。なお、「義務教育発展良質均衡県」に評価されるため、二つの前提条件がある。①「義務教育発展基本均衡県」として認定され、3年以上が経つこと、②認定された後も、高い水準を維持すること、である。

次に、「方法」の評価対象と基準は表1が示す通りである。評価の対象は、前述した通り、資源配置（7項目）、政府保障（15項目）、教育の質（9項目）及び社会の満足度である。

資源配置については、評価の重点を教員、校舎、計器設備の配置水準と学校間の差に置いている。すべての学校は最低6項目の基準に達すること、残りの1項目に規定された基準値の85%を達成すること、そして、7項目により算定した変動係数によって学校間の差を評価することが規定され、小学校では、各項目の変動係数は ≤ 0.50 、中学校では、各項目の変動係数は ≤ 0.45 であることが求められている。

政府保障については、学校分布、都市農村一体化、学校規模、経費、教員、児童生徒の募集と弱者層⁵の権利の保障に評価の重点が置かれている。地方政府は全15項目の各基準を達成しなければならない。

教育の質については、評価の重点は、県における義務教育の普及率、学校管理、児童生徒の学業である。

社会満足度については、調査対象は、児童生徒、保護者、教員、校長、人民代表大会の代表、政治協商委員会の委員及びその他の大衆とされている。また、その内容については、県レベルの人民政府及び関係部門の教育公平政策の実施、良質な教育資源の共有、義務教育諸学校の設立、素質教育の実施、試験評価制度の改革、教育の質の向上などが挙げられる。

なお、次のような場合には、評価は行われない。例えば、試験を通して、児童生徒を募集すること、重点学校や重点クラスを設置すること、長期的に編成外の教員（代課教員）を雇うこと、重大な事故があること、虚偽の行為をすること、である。

表1 2017年「方法」の評価対象と基準

対 象		基 準	備 考
資 源 配 置	教 員	(一) 児童生徒100名あたりの規定より高い学歴を持つ教員の数：小学校4.2人以上、中学校は5.3人以上。	すべての学校は最低6項目の基準に達すること。残りの1項目に規定された基準値の85%を達成すること。全ての項目の学校間の各基準の変動係数について、小学校と中学校はそれぞれ、0.50と0.45以下。特別支援学校、職業中学校、50人未満の教学点を評価しない。
		(二) 児童生徒100名あたりの県レベル以上の中堅教員数：小学校1人以上、中学校1人以上。	
		(三) 児童生徒100名あたりの体育、芸術（美術、音楽）専任教員の数：小学校0.9人以上、中学校0.9人以上。	
	校 舎	(四) 児童生徒1人あたりの授業用と補助用部屋 ⁶ の面積：小学校4.5平方メートル以上、中学校5.8平方メートル以上。	
		(五) 児童生徒1人あたりの運動場面積：小学校7.5平方メートル以上、中学校10.2平方メートル以上。	
	計 器 設 備	(六) 児童生徒1人あたりの授業用計器価値：小学校2000元以上、中学校2500元以上。	
		(七) 児童生徒100名あたりのマルチメディア教室の数：小学校2.3室以上、中学校2.4室以上。	
政 府 保 障	学 校 分 布	県内における義務教育諸学校の分布は合理的で国家の規定に符合すること。	以上の15項目全部基準を達成すること。
	都 市 農 村 一 体 化	県内における都市と農村の義務教育諸学校の学校設置基準、教員編成基準、児童生徒1人あたりの公用経費基準額、施設設備の配置が統一的であること。	

対 象	基 準	備 考
学 校 規 模	(三) すべての小中学校において、12クラスごとに、最低一部屋の音楽と美術の専用教室を整備すること。音楽専用教室の面積は96平方メートル、美術専用教室の面積は90平方メートル。	
	(四) すべての小中学校の児童生徒数は2,000人を超えないこと。九年一貫校と十二年一貫校における義務教育段階の児童生徒は2,500人を超えないこと。	
	(五) 小学校に1クラス45人を超えないこと。中学校に1クラス50人を超えないこと。	
経 費	(六) 農村小学校と教学点 ⁷ に児童数が100人未満の場合に、100人分の公用経費 ⁸ を算定すること。	
	(七) 特別支援学校の児童生徒1人あたりの公用経費は6,000元。	
	(八) 県における義務教育諸学校の教員の月給は当該県の公務員の月給を下回らないこと。規定により、教員の業績給を算定すること。	
政 府 保 障 教 員	(九) 教員五年間研修(360コマ)の終了率は100%を達成すること。	
	(十) 県レベルの教育行政部門は、教職員の総数を確認した上で、各学校に教職員を配置すること。	
	(十一) 毎年県における教員交流に参加する教員の割合が教員総数(交流の条件に合う教員数)の10%を下回らないこと。その内、中堅教員の割合は20%を下回らないこと。	
	(十二) すべての専任教員は教員免許を取得すること。	
児 童 生 徒 募 集	(十三) 都市部の公立小中学校学校(寄宿制の小中学校を含まない)に就近入学率はそれぞれ100%、95%を達成すること。	
	(十四) 県における良質高校の生徒募集の割合が50%を下回らず、そして農村中学校を重視していること。	
弱 者 層	(十五) 留守児童を愛護するシステムを完備し、県内の地元を離れて他地域で就業している者の子が公立学校及び政府が民弁学校(政府が経営する)への就学率85%を下回らないこと。	

対 象		基 準	備 考
教 育 の 質	義 務 教 育 普 及	(一) 県における中学校の完成率は95%以上を達成すること。	以上の9項目の基準を達成する。
		(二) 県における障害がある児童生徒の就学率が95%以上を達成すること。	
		(三) すべての学校は規則を制定し、学校管理と授業の情報化を実現すること。	
	学 校 管 理	(四) すべての学校の教員研修の費用は、該当校の公用経費の5%を下回らないこと。	
		(五) 教員は授業中にデジタル設備を活用することができること。施設設備の利用率が高いこと。	
		(六) 学校の徳育、校内文化活動の展開は良好な水準を達成すること。	
	学 業 成 績	(七) 基準に従ってカリキュラムを編成し、総合実践活動を効率的に展開すること。	
		(八) 過重な課業の負担がないこと。	
		(九) 国家義務教育の質を監察する際、関連科目 ⁹⁾ について児童生徒の学業水準はレベルⅢ ¹⁰⁾ 以上を達成すること。そして、学校間の差が0.15を上回らないこと。	
社 会 満 足 度	政 策 実 施	児童生徒、保護者、教員、校長、人民代表大会の代表、政治協商委員会の委員及びその他の大衆の満足度が85%以上であること。	保護者の割合は5割を下回らないこと。
	教 育 資 源		
	学 校 設 立		
	素 質 教 育		
	教 育 の 質		

3. 「県における義務教育の均衡的發展を評価する暫定方法」との比較

では、2012年「暫定方法」と2017年「方法」を比較してみたい。後掲の表2が示しているように、2012年「暫定方法」は教育資源（8項目）、政府保障（17項目）、社会満足度という三つの側面から、「義務教育發展基本均衡県」を認定している。

表1及び表2から明らかのように、両方法とも、教育資源の配置、政府保障と社会満足度を重視しているものの、特に「方法」では「教育の質」が新設された。また、それら三つの対象は基本的に同様であると思われるものの、その中身や評価の方法がそれぞれ異なっている。

表 2 2012 年「暫定方法」の評価対象と基準

対 象		基 準	備 考
教育資源	児童生徒一人当たりの授業用部屋と補助用部屋の面積	なし	小学校の総合変動係数 ≤ 0.65 であり、中学校の総合変動係数 ≤ 0.55
	児童生徒一人当たりの運動場面積		
	児童生徒一人当たりの計器設備の費用		
	100名児童生徒一人当たりのパソコン数		
	児童生徒一人当たりの蔵書冊数		
	専任教員一人当たりの児童生徒数		
	児童生徒一人当たりの規定された学歴より学歴を持つ教員数		
児童生徒一人当たりの中級あるいは高級の専門技術員称号を持つ教員数			
政府保障	就学会	障害がある子の入学率は80%以上	県レベル政府の得点は85点以上（100点満点）
	経費保障	なし	
	教員配置		
	質と管理		
社会満足度	就近入学	なし	評価の参考項目
	学校間の差		
	政府の取組み		

(出典：「暫定方法」により、筆者作成)

①教育資源については、「暫定方法」は8項目を取り上げ、そして総合変動係数を通して、学校間の教育資源の差を評価する。一方、「方法」では、7項目を取り上げ、それらの項目に関する具体的な基準を設定した上で、それぞれ項目の変動係数を通して、学校間の教育資源の差を評価する。そして、小学校の変動係数は0.65から0.50、中学校の変動係数は0.55から0.45に引き上げられている。なお、「方法」では、「暫定方法」にある「100名児童生徒一人当たりのパソコン数」、「児童生徒一人当たりの蔵書冊数」、「専任教員一人当たりの児童生徒数」を削除し、「児童生徒100名あたりの体育、芸術（美術、音楽）専任教員の数」、「児童生徒100名あたりのマルチメディア教室の数」が新設された。

②政府保障については、「暫定方法」は、就学会、経費保障、教員配置、質と管理といった項目があるものの、実際にどのような基準で評価するかが明確に示されていない。例えば、「県における義務教育諸学校の校長と教員の定期的な交流制度を実施すること」と「地元を離れて他の地域で就業している者の子の就学会を保障すること」が規定されたが、国は評価の基準を定めておらず、その具体を地方政府に委ねていた。一方、「方法」は、「毎年県における教員交流に

参加する教員の割合は教員総数（交流の条件に合う教員数）の10%を下回らないこと、そのうち、中堅教員の割合が20%を下回らないこと」と「地元を離れて他の地域で就業している者の子が公立学校及び民弁学校（政府が経営する）への就学率85%を下回らないこと」のような明確な基準に置き換えられている。そして、「方法」では、政府保障に「学校規模」が付け加えられた。なお、認定条件に関しては、「暫定方法」では、政府の得点が85点であれば合格できるのに対して、「方法」では、15項目の基準全てを達成しなければならないと規定された。

③社会満足度については、「暫定方法」では、それを参考項目として取り上げていたものの、「方法」では、必須項目になり、しかもその満足度の割合が85%を超えなければならない。加えて、社会満足度の内容についても異なっている。

④教育の質については、「暫定方法」では、単独の項目を設定するのではなく、「政府保障」の範疇の下で「質と管理」が定められ、「義務教育の完成率」、「児童生徒の健康率」、「カリキュラムの開設」、「児童生徒負担の軽減」が要求されていた。一方「方法」では、「教育の質」が「義務教育発展良質均衡県」を評価する重要な一環として大きく注目されており、特に、児童生徒の成績の水準と学校間の差も規定されている。

4. 中国における義務教育の均衡的発展政策の動向

以上の検討を踏まえ、中国における義務教育の均衡的発展政策は以下のような動向を示していると言えよう。

まずは、以前にも増して水準の高い義務教育の均衡が求められる点である。2017年末までに、全国2,379県が「義務教育発展基本均衡県」として認定されていた。つまり、全国8割の県が基本均衡の水準に達したわけである。これらの県に対して、義務教育の均衡的発展の成果を維持し、良質的かつ均衡的発展を実現することは極めて重要である。しかし、「方法」は、それに止まることなく、「義務教育発展良質均衡県」を認定するための基準として意図されており、良質的かつ均衡的に発展している県を選抜するため、さらに厳しい項目を設け、各項目の詳細な基準も規定している。

次に、「方法」は、教育資源を均衡的に配置するだけでなく、教育の質の均衡と向上をより重視しているといえよう。

「方法」では、評価項目に「教育の質」が独立項目として設けられた。「教育の質」に関する9項目を達成することが「義務教育発展良質均衡県」に認定される重要な要件となる。「教育の質」の均衡と向上に関わる義務教育の普及（特に中学校の完成率と弱者層の就学率）、教員研修、徳育、児童生徒の成績といった目標が設定された。特に「国家義務教育の質を測定する際に、関連科目について児童生徒の学業水準はレベルⅢ以上を達成すること。学校間の差は0.15を上回らないこと」が規定された。このことにより、教育の質が数値化され、評価の公平性と客観性が進展することとなった。

最後に、教育の情報化を推進している点である。「方法」では、新設の項目として「児童生徒100名あたりのマルチメディア教室の数」、「教員は授業中にデジタル設備を活用することができること」、「学校管理と授業の情報化を実現すること」が要求された。以前の規定と違い、「方法」は、デジタル設備の整備、教員の数や学歴などに注目するだけでなく、教員が授業中にデジタル設備を活用する力も求めている。

5. 「県における義務教育の良質的かつ均衡的發展を監督・評価する方法」の意義と課題

上述のような状況から、「方法」の意義として、以下の二点を指摘できる。

一点目は、義務教育の均衡的水準を一層向上できる条件が整備されてきたことである。2012年「暫定方法」は総合変動係数だけを使い、学校間の教育資源の差を評価していた。その方法では、二つの課題が残存していたと思われる。一つは、8項目の総合変動係数では、それぞれの項目の均衡状況を説明できない。つまり、8項目のなかで1項目か2項目の変動係数が大幅に大きければ、総合変動係数は「義務教育発展基本均衡県」の基準を達成することができるのである。もう一つは、変動係数は確かに各学校の差を評価することができるものの、そもそも各県内のすべての学校の質が必ずしも良くなくとも、算定した総合変動係数が小さい場合もあり得る。例えば、筆者の研究¹¹によると、江蘇省では、2013年に認定された無錫市の錫山区（県）では、児童生徒100名あたりのパソコン台数の変動係数は0.24（小学校）と0.21（中学校）であり、恵山区（県）もほぼ同様の傾向（小学校0.28、中学校0.19）であった。確かに、変動係数のみを見れば、児童生徒100名あたりのパソコン台数について、両県の義務教育は均衡的に発展していると思われる。しかし、錫山区児童生徒100名あたりのパソコンの実際の平均台数は0.15と0.21であり、恵山区のそれは0.14と0.16であった。つまり、この平均台数は、同省の「義務教育発展基本均衡県」の平均台数（小学校11.01、中学校14.51）に比べて著しく低いのである。それにもかかわらず、両県における全ての小中学校は、江蘇省が定めた学校の設置基準に達しているとされている。要するに、変動係数だけでは、均衡的發展の状況を全面的に評価できないといえよう。一方、「方法」は「義務教育発展良質均衡県」を認定する基準として策定されたものであるが、結果として、「暫定方法」が内包してきたこの課題改善に対して、一定の進展が期待できると考えられ、この点は高く評価できる。

二点目は、義務教育の単なる均衡のみならず、合わせてその質の向上も期待できる点である。「義務教育法」と「国家中长期教育改革と發展要綱（2010-2020）」では、「義務教育の均衡的發展」が明確に提起された。現在、中国はすでに小康社会¹²を全面的に実現する最終段階に入っており、義務教育の均衡的發展も新たな要求に直面している。「国民經濟と社会發展の13ヵ年計画に関する提案」（中国共産党中央委員会）では、「教育の質を向上させる」ことが重要な課題として設定されていた。そのため、各レベルの人民政府は義務教育の均衡的發展を推進する際に、良質な教育資源を提供することを重視している。また国務院は、「公平の促進、教育の質の向上」をめぐって、「県における義務教育の均衡的發展をさらに推進する意見（《关于深入义务教育均衡发展的意见》）」（2012）」と「県における都市農村義務教育の一体化改革に関する若干意見（《关于统筹推进县域内城乡义务教育一体化改革发展的若干意见》）」（2016）」を公布した。両意見では、学校間、都市農村間にある差を徹底的に解消すること、教育の質を全面的に向上することが規定された。すなわち、中国における義務教育の均衡的發展はすでに新たな段階に入ったと思われる。「方法」では、良質な教育資源の均衡的配置を要求し、就学機会と学校環境を確保した上で、教育情報化の推進と児童生徒の学業成績の監察により、教育の質向上を強く意識していると考えられる。さらに、社会の満足度が認定の必須条件として取り上げられ、教育の質に関して、児童生徒、保護者、教員などのニーズにも配慮するような工夫も見られ、社会的な監視の下、教育の質

の確実な向上を保証しようとしている点も高く評価できよう。

しかし、一方、本方法には以下のような課題も存在している。

一つは、「義務教育発展良質均衡県」の認定条件である「教育の質」では、児童生徒の成績が国家の基準に達することが規定されたと同時に、「過重な負担がない」ことも規定された。規定そのものの理念は正しいものの、結果的に、この規定が学校を早めに終わり、児童生徒を塾に駆り立たせ、塾が児童生徒に重い負担を強いる危険性を増幅するかもしれない。児童生徒に加重に負担をかけず、如何に学業成績を引き上げるかが喫緊の課題になろう。

認定されそうな県が少ないことも課題である。「方法」では、資源配置のところに、各項目の変動係数だけでなく、具体的かつ明確な基準も附設しているので、「義務教育発展良質均衡県」として認定されるのは簡単ではないと思われる。例えば、義務教育の均衡的発展の先進地区の江蘇省では、2013年と2014年に「義務教育発展基本均衡県」のデータから見ると、小学校と中学校の一人あたりの授業用教室と補助用教室の面積の最小値（括弧は新基準）は、 2.31m^2 （4.5）と 4.51m^2 （5.8）であり、一人あたりの計器設備価値は511元（2,000元）と972元（2,500元）である。それらは、「方法」で決められた水準にはるかに遠いと考えられる。なお、現在のところ、「義務教育発展良質均衡県」の具体的な認定スケジュールは制定されておらず、認定が順調に進行するかどうかは予断を許さない。また、現在のところ、認定された県は実在していないため、認定実態により本「方法」を検討することができない。この点は、今後の研究課題として残されている。

【付記】 本稿は平成30年西日本教育行政学会研究助成事業の成果の一部である。

注

- 1 東部：北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省。中部：山西省、内モンゴル自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省。西部：重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区。
- 2 小学校（中学校）変動係数＝小学校（中学校）単独項目の標準偏差÷小学校（中学校）その項目の平均値。小学校（中学校）総合変動係数＝小学校（中学校）各項目の標準偏差÷小学校（中学校）各項目の平均値。小中学校総合変動係数が大きければ大きいほど、均衡の水準が低く、小中学校の総合変動係数が小さければ小さいほど、均衡の水準が高い。各項目は、児童生徒一人当たりの授業用教室と補助用教室の面積、児童生徒一人当たりの運動場面積、児童生徒一人当たりの授業用設備の費用、100名児童生徒一人当たりのパソコン数、児童生徒一人当たりの蔵書冊数、専任教員一人当たりの児童生徒数、児童生徒一人当たりの規定以上の学歴を持つ教員数、児童生徒一人当たりの中級あるいは高級の専門技術員称号を持つ教員数を指す。
- 3 代表的な研究は、李連寧の「要从教育发展战略上思考和促进基础教育的均衡发展」と翟博の「教育均衡发展：理论、指标及测算方法」である。

- 4 教育部に属し、国に定められた方針、法令、を監督・指導する仕事を担う。督導団のメンバーは督学と呼ばれ、「国家督学招聘管理方法」により、督学を選抜する。
- 5 貧困家庭出身の子、障害がある児童生徒、地元を離れて他の地域で就業している者の子。
- 6 授業用教室：普通の教室、書道教室、実験室、美術教室、音楽教室、パソコン教室などを指す。補助用教室：授業準備室、教具の陳列室、図書室、閲覧室、資料室を指す。
- 7 農村地区に中心学校、完全学校と教学点がある。中心学校は、郷鎮政府の所在地に設置する。村に完全学校（1年～6年）を設置する。一部の村は、中心学校あるいは完全学校から遠く離れている場合、教学点を設置する。教学点は完全学校によって管理される。
- 8 学校の運営を維持するためのすべての経費である。光熱費、水道代、教員研修経費、図書の購入が必要の費用などを含む。
- 9 国語、数学、徳育、科学、体育、芸術。
- 10 児童生徒の成績が4レベルに分けられ、それぞれは、「成績を引き上げる必要がある」(IV級)、「中等」(Ⅲ級)、「良好」(Ⅱ級)、「優秀」(Ⅰ級)である。
- 11 李憶南「中国義務教育の均衡的発展政策に関する研究－江蘇省における実態分析を中心に－」『教育行政学研究』第39号、2018年、29－38頁。
- 12 小康とは「礼記」に由来し、大同という理想的な社会に向かう一つの段階で「安定しやや余裕がある状態」を指す。

参考文献

- ・田代 徹也「中国における義務教育制度の進展」『大阪城南女子短期大学研究紀要』第32巻、1998年、1－36頁。
- ・李連寧「要从教育发展战略上思考和促进基础教育的均衡发展」『人民教育』、2002年、8－10頁。
- ・翟博「教育均衡发展：理论、指标及测算方法」『教育研究』、2006年、16－28頁。
- ・小林熙直「中国農村の義務教育制度に関する一考察」『アジア研究所紀要』39、2012年、201－239頁。
- ・李憶南「中国義務教育の均衡的発展政策に関する研究－江蘇省における実態分析を中心に－」西日本教育行政学会『教育行政学研究』第39号、2018年、29-38頁。
- ・中国共産党中央委員会・國務院「国家中長期教育改革・発展計画綱要（2010－2020年）」（国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010－2020年））、2010年。
- ・教育部「県における義務教育の均衡的発展を監督・評価する暫定方法」（县域义务教育均衡发展督导评估暂行办法）、2012年。
- ・國務院「県における義務教育の均衡的発展をさらに推進する意見」（关于深入推进义务教育均衡发展的意见）、2012年。
- ・教育部「県における義務教育の優質的かつ均衡的発展を監督・評価する方法」（县域义务教育优质均衡发展督导评估办法）、2017年。